産業廃棄物処分業務共通仕様書

[処分用]

本仕様書は、委託者(以下「甲」という。)から排出される産業廃棄物の処分に関して、次のとおり定める。

(目的)

(委託内容)

第1条 受託者(以下「乙」という。)は、甲から排出される産業廃棄物を「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び関係法令に従って、適正に処理することを目的とする。

- 第2条 乙は、自らの事業範囲を証するものとして、許可証の写しを契約書に添付しなければならない。なお、許可事項に変更があったときも同様とする。
- 2 甲が、乙に処分を委託する産業廃棄物の種類及び予定数量は、次のとおりとする。

種 類 : <u>別紙のとおり</u> 数 量 : 別紙のとおり

- 3 乙は、甲から委託された前項の産業廃棄物の処分に関して、処分先等を明記したものを契 約書に添付しなければならない。
- 4 甲の排出した産業廃棄物の、乙の所有する「処分施設」への搬入は、甲が指定する収集運搬業者が行うものとする。
- 5 甲が収集運搬業者を変更した場合は、変更後の収集運搬業者の会社名称及び所在地を記載 した文書を速やかに、乙に交付するものとする。
- 6 乙は、第3項に指定する事業場以外では、甲から委託された産業廃棄物を処分するための 保管を行ってはならない。また、第3項に指定する事業場において保管を行う場合は、法令 に基づき、かつ、履行期間内に確実に処分できる範囲で行うものとする。
- 7 乙は、甲から委託された産業廃棄物の処分業務を他人に委託してはならない。ただし、履 行期間中に処分業務を他人に委託する必要が生じた場合、乙は、書面による甲の承認を得て、 法令の定める再委託基準に従うことにより、処分業務を再委託することができる。この場合 において、乙は、甲の要求があったときは、この再委託を乙の責任において解除しなければ ならない。
- 8 甲は、委託する産業廃棄物の処分にあたり、必要に応じて日時等を指示する。
- 9 乙は、甲又は甲の指定する職員の指示に従い、この業務を履行しなければならない。
- 10 甲は、産業廃棄物の搬出の都度、マニフェスト伝票に必要事項を記入し乙に交付する。 (義務と責任)
- 第3条 甲は、産業廃棄物の適正な処理のために必要な情報として、次の事項についてあらか じめ乙に提供するものとする。
 - (1) 産業廃棄物の性状及び荷姿
 - (2) 通常の保管状況での腐敗、揮発等性状の変化に関する事項
 - (3) 他の廃棄物との混合等により生ずる支障
 - (4) その他取扱う際に注意すべき事項
- 2 甲は、委託する産業廃棄物の処分に支障を生じさせるおそれのある物質が混入しないよう に注意する。万一混入したことを知り得たときは、直ちに乙に通知しなければならない。

- 第4条 乙は、甲から委託された産業廃棄物を、乙の所有する処分施設に荷降ろしされた後処分が完了するまで、法令に基づき適正に処理する責任を負う。この間に発生した損害(第三者に及ぼした損害を含む。)が生じたときは、その原因が甲の責に帰するべき場合を除き、乙が責任を負う。
- 2 乙は、甲から委託された業務が終了した後、直ちに業務終了報告書を作成し甲に提出する。 ただし、業務終了報告書は、マニフェストD票及びE票で代えることができる。 (検査等)
- 第5条 乙は、この業務が完了したときは、甲の指定する職員の検査を受けなければならない。 2 前項の検査の結果、不合格のものがあるときは、甲の指定する期日までに速やかに履行しなければならない。

(契約の解除)

- 第6条 甲、乙は、相手方がこの契約の各条項のいずれかに違反したときは、この契約を解除 することができる。
- 2 前項の規定又は法令の規定によりこの契約を解除することができる場合であっても、この 契約に基づき甲から引き渡しを受けた産業廃棄物の処理を乙が完了していないときは、当該 産業廃棄物を甲乙双方の責任で処理した後でなければ、この契約は解除できない。 (協議)
- 第7条 この契約に定めのない事項並びにこの契約の各条項に疑義が生じたときは、関係法令にしたがい、その都度甲、乙が誠意をもって協議しこれを取り決めるものとする。

その他

(随意契約)

年度当初に委託者と受託者の両者が合意し、本市議会において当該予算が承認された場合、翌年度の4月1日から6月30日まで、本契約と同条件で契約する予定。なお、受託者が当該契約を締結する意思がない場合等については、履行期間満了日の1か月前までに通知すること。

処分又は再生を行う事業場

1 処分先(中間処分又は最終処分)

事業場の名称 所 在 地 処分の方法 施設の処理能力	:	
上記の事業場が中	間処分	の場合、以下について記載してください。
最終処分先 保管場所の能力		
再中間処理施設の処理能力		
再中間処理 施設の処理能力		
再中間処理施設の処理能力		
2 再生先		
	: : :	

様

収集運搬業者通知書

平成	年	_月日付けで契約した		作業に係る
収集運搬業	業者を	下記のとおり指定いたしま	す。	
名 称				
	:			
所在地	:			
許可市	:			
許可期限	:			
事業範囲	:			
許可品目	:			
許可条件	:			
华 可釆早				